

○道路交通法に基づく使用者等に対する通知について

(昭和 60 年 7 月 6 日岡指第 462 号／岡交企第 383 号警察本部長例規)

(概要)

この通達は、車両等の使用者に対し、その雇用する運転者の監督、指導を合理的に行わせ、道路交通に関する責任の自覚を促すとともに使用者の事業を監督する行政庁に対し、行政指導の参考資料を提供し総合的な交通秩序維持対策を推進することにより、交通事故防止を図ることを目的とし、必要な事項を定めたものである。

主な通達項目の概要は、

- 1 通知を行う事案の範囲
- 2 通知要領

等である。